

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) は流通情報システムの重要な基盤

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) はバーコードとして商品等に表示され、POS システムをはじめ、受発注システム、棚卸、在庫管理システム等に利用されています。また公共料金等の支払システムでも利用されており利用分野が広がっています。

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) 登録手続き

お店で販売されている商品の多くは「GS1 事業者コード (JAN 企業コード)」がバーコードとして表示されるもので、どこの事業者のどの商品かが識別される、国際的な共通商品コードです。申請に基づき、(一財)流通システム開発センターが付番、管理します。商工会議所は申請書の配付および受理を委託されています。

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) には、標準タイプ (13 桁) と短縮タイプ (8 桁) の 2 種類があります。登録申請は会議所の窓口から、またはインターネットから可能です。新規登録には手数料が必要となり、業種や年商によって異なります。

【バーコードの体系】

※ 9 桁の GS1 事業者コードの場合

- ① GS1 事業者コード (9 桁)
→ 付与された番号
- ② 商品アイテムコード (3 桁)
→ 事業者が設定
- ③ チェックデジット (1 桁)
→ 計算式で算出



■ バーコードの作成手順

登録手続きが済んで登録通知書が届いたら、

1. (一財) 流通システム開発センターが付与した GS1 事業者コード (JAN 企業コード) の番号を確認
2. 商品アイテムコード (商品別に設定する番号) の設定を行う
3. GS1 事業者コード (JAN 企業コード) の入力ミスや誤読を防ぐためチェックデジットの検算を依頼する
※ 印刷会社でバーコードの作製・印刷依頼ができます
4. 取引先へ GS1 事業者コード (JAN 企業コード) の通知を行い、商品を出荷することができます

登録申請方法

「商工会議所の窓口から登録」

- ステップ 1** 「はじめてのバーコードガイド - 新規登録用 - (登録申請書付)」を商工会議所の窓口で入手 (無料) する
- ステップ 2** 手引書の巻末にある登録申請書に必要事項を記入する
- ステップ 3** 登録申請料を支払う
(郵便振込または銀行振込)
- ステップ 4** 登録申請書を商工会議所に提出する
(払込金受領証のコピーを添付)
(日本商工会議所 → (一財) 流通システム開発センター)
↓ 約 2 週間後

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) 登録通知書が届く
※ 入金確認後、申請内容に不備が無ければ、約 2 週間後 GS1 事業者コードが記載された「GS1 事業者コード登録通知書」が郵送で届きます。

「インターネットから登録」

- ステップ 1** パソコンから (一財) 流通システム開発センターのウェブサイトへアクセスし、Eメールアドレスを登録する (スマートフォン、タブレット端末からは申請不可)
 - ステップ 2** 届いたメールに記載されている URL にアクセスし、申請フォームに必要事項を入力する
 - ステップ 3** 登録申請料を支払う
(コンビニ支払い、ペイジー支払い銀行振込)
↓ 約 7 営業日後
- GS1 事業者コード (JAN 企業コード) 登録通知書が届く
※ 入金確認後、申請内容に不備が無ければ、約 7 営業日後で GS1 事業者コードが記載された「GS1 事業者コード登録通知書」が郵送で届きます。

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) の
インターネット申請



GS1 事業者コード (JAN 企業コード) は 3 年ごとに更新となります

GS1 事業者コード (JAN 企業コード) は 3 年ごとに更新が必要です。

有効期限は初回登録時の翌月 1 日から 3 年間。本制度更新申請料は、3 年間分になり、業種や年商によって異なります。

■ 更新手続きの流れ

1. 「GS1 事業者コード (JAN 企業コード) 更新申請書」が (一財) 流通システム開発センターより有効期限の約 1 ヶ月前に届きます
2. 更新申請書に必要事項をご記入ください (変更があれば、修正変更)
3. 更新申請料を事前に納付してください
(更新料は業種と年商により異なります)
4. 更新申請書受付窓口 (商工会議所) に提出してください
(払込金受領証のコピーを添付)
5. 引き続き GS1 事業者コード (JAN 企業コード) を 3 年間、ご利用いただけます

詳しくは下記までお問い合わせ下さい

前橋商工会議所 地域産業振興部 商業振興課 Tel. 027-234-5109
一般財団法人 流通システム開発センター Tel. 03-5414-8511



頑張るシニア世代 (60 歳以上)
の方の生命医療共済です。

シルクシニア

- 85 歳まで継続保障!
- 充実のがん入院とがん先進医療!
- 緩和型健康告知の採用!
- 年齢性別を問わず一律掛金! (月額 3,200 円)

◆ お申込み・お問合せは
前橋商工会議所へ
☎ 234-5111 (代)



健やかで安心した未来のために

ぐんま共済協同組合
〒371-0841 前橋市石倉町 4 丁目 9-10
☎ 027-254-5711
URL <http://www.gunma-kyosai.or.jp/>